

受託契約準則

第1章 総則

第1条 目的

- 1 当社の開設するセキュリティトークン市場（以下、「START」という。）におけるセキュリティトークンの売買取引（セキュリティトークン清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。
- 2 この準則の変更は、規程管理規程による。

第2条 遵守義務

- 1 取引参加者（スタンダード及びクオサイの取引参加資格に限る。）及びその顧客（以下、本準則において「顧客」という。）は、この準則を精読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。

第2章 セキュリティトークンの売買取引の受託の条件等

第3条 上場有価証券との誤認防止措置等

- 1 取引参加者は、顧客に対して日本証券業協会が定める「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第13条第2項「非上場PTS取引協会員は、非上場PTS銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。」とされているところを遵守するものとする。

第4条 受託可能な銘柄に係る周知

- 1 取引参加者は、その顧客からセキュリティトークンの売買取引の注文を受託することができる銘柄を顧客から注文を受託する前に定め、その銘柄について外部から自由にアクセスすることが可能な方法により周知を行うこととする。なお、受託可能な銘柄を変更する場合も同様とする。

第5条 委託の際の指示事項

- 1 顧客は、セキュリティトークンの売買取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。
 - (1) 銘柄
 - (2) 売付け又は買付けの区別

- (3) 数量
 - (4) 値段の限度
 - (5) 売付け又は買付けを行うセッション
 - (6) 委託注文の有効期間
 - (7) 当該委託が高速取引行為（金融商品取引法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、その旨
- 2 顧客は、高速取引行為に係るセキュリティトークンの売買取引を委託する場合には、その都度、当社が別に定める高速取引行為に係る取引戦略の別を、取引参加者に対し指示するものとする。

第6条 売買再開時における委託注文の効力

- 1 委託注文は、前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当社がセキュリティトークンの売買取引の停止を行った場合（当社が当該委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合を含む。）においても、その効力を有する。ただし、当該場合に委託注文を失効させる旨の取引参加者と顧客との間の取決め又は顧客からの指示があるときは、この限りでない。

第7条 当社が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合における委託注文の取扱い

- 1 取引参加者は、当社が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合には、当該委託注文について改めて呼値を行うものとする。ただし、これと異なる当該取引参加者と顧客との間の取決め若しくは顧客からの指示があるとき又は委託注文が失効しているときは、この限りでない。

第8条 売買取引内容の通知

- 1 顧客は、当社において成立した売買取引の内容がセキュリティトークン取引に係る業務規程第15条第1項の規定により当社から取引参加者に対して通知されること及び当該通知に遅延、欠落その他の不備があった場合には同条第3項の規定により当社から取引参加者に対して改めて通知されることを理解したうえで、取引参加者に対してセキュリティトークンの売買取引を委託するものとする。

第3章 受渡その他の清算決済方法等

第1節 受渡時限

第9条 顧客の受渡時限

- 1 セキュリティトークンの売買取引の委託については、顧客は、以下の各号の定めに従う

ものとする。

- (1) 売り注文を発注する場合には、売付セキュリティトークンを発注実行前に取引参加者に交付するものとする。ただし、受託する取引参加者が、別途当社の定める決済時限までに確実に売付セキュリティトークンを顧客が準備できると判断する場合は、この限りでない。
 - (2) 買付代金については、売買成立の日から起算して3日目（STARTの休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日の午前9時までに、取引参加者に交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して4日目の日の午前9時までに、売付セキュリティトークン又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。
- (1) 期中償還請求権が付されている債券について、期中償還請求権に係る権利落の期日として当社の定める期日
- 3 前各項の規定にかかわらず、取引参加者がセキュリティトークンの売買取引を顧客から受託するに際して、当該取引に関して定められた決済時限までの日時を別に指定した場合には、顧客は、当該日時までに、売付セキュリティトークン又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

第10条 利子の日割計算

- 1 利付債券型のセキュリティトークンの売買取引については、額面総額にそのセキュリティトークンが規定する利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）を、日割をもって計算し、その売買取引の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買取引の決済日が、当該セキュリティトークンの利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。

第2節 ブロックチェーン・プラットフォームによる受渡し等

第11条 サポーターの規則の適用

- 1 STARTにおけるセキュリティトークンの売買取引の受託に関する契約については、この準則に定めるものの他、当社の取引参加資格であるサポーターを有するブロックチェーン・プラットフォーム運営者が定めるブロックチェーン上のセキュリティトークンの移転・記録に関する業務規程等に基づき、取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

第12条 ブロックチェーン上の移転・記録による受渡し等

- 1 取引参加者は、セキュリティトークンの売買取引の委託を受けた場合は、当社の取引参

加資格であるサポーターを有するブロックチェーン・プラットフォーム運営者が定めるブロックチェーン上の移転・記録をもって、売付け又は買付けに係るセキュリティトークンの受渡しを行うものとする。

第4章 雑則

第13条 顧客と締結するセキュリティトークン売買取引に係る約款

- 1 取引参加者は顧客と締結するセキュリティトークン売買取引に係る約款において、次の各号に定める事項を含めるものとする。
 - (1) 顧客はセキュリティトークンの売買取引を委託する取引参加者と当該セキュリティトークンに係る保護預り契約を締結すること。
 - (2) 顧客から取引参加者へのセキュリティトークンの売買取引の委託は、顧客から委託を受けた取引参加者が **START** に取次を行い実行する旨。その際、第9条に定める事項を遵守すること。
 - (3) **START** におけるセキュリティトークンの売買取引の決済過程において、顧客はセキュリティトークン等の処分権を売買取引の取次ぎを委託した取引参加者に委ねる一方、所有権は留保すること。
 - (4) セキュリティトークンの権利移転に係る原簿書換が、売買取引における譲渡人と譲受人双方若しくはいずれかの者の申し出によって成立する場合にあっては、顧客は、**START** におけるセキュリティトークンの売買取引の取次ぎを委託する取引参加者に対して、当該取引の対象であるセキュリティトークン等の譲渡又は譲受に係る譲渡承諾依頼又は譲受承諾依頼及びこれらに係る原簿の名義書換請求を、当該取引参加者に委託すること。
 - (5) 顧客は、決済対象のセキュリティトークン等について本来受渡しを受けるべき者と異なる者から第三者への移転・記録が発生した場合であっても、当該第三者に悪意又は重大な過失がある場合を除き、その移転・記録を取り消すことを求めないこと。
 - (6) セキュリティトークンは、金融商品取引所の上場有価証券ではなく、流動性や情報開示の内容や頻度などが異なることがあるなど、セキュリティトークン固有のリスクがあることを理解した上で取引を行うこと。
 - (7) 顧客は、**START** における売買取引に関して大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が実施する売買審査の過程で、同社の求めに応じて氏名等の発注に係る情報を同社に提供することに同意すること。
 - (8) 次条に規定する事項。

第14条 顧客の決済不履行の場合の措置

- 1 顧客が所定の時限までに、売付セキュリティトークン又は買付代金を取引参加者に交付しない場合には、取引参加者は、任意に当該売買を決済するために、当該顧客の計算において、売付契約又は買付契約の締結（その委託を含む。）を行うことができる。
- 2 取引参加者が前項に定める事項により損害を被った場合においては、顧客のために専有する金銭及びブロックチェーン上に記録されたセキュリティトークンをもって、その損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額を顧客に対して請求することができる。

第15条 売買取消しの効果

- 1 当社が **START** における売買取引の取消しを行った場合には、当該取り消された売買取引に係る顧客と取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。
- 2 顧客は、当社が **START** における売買取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。
- 3 顧客は、当社が **START** における売買取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当社に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当社に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

第16条 高速取引行為を行う者としての登録等に係る提出等

- 1 顧客（高速取引行為を行う者（取引参加者を除く。）に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、登録等した者の商号、名称又は氏名が確認できる証拠の写しを当社に速やかに提出するものとする。
- 2 顧客は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める当社と連絡を行う者に関する事項を当社に速やかに届け出るものとする。
 - (1) 当該顧客が高速取引行為者（金融商品取引法第2条第42項に規定する高速取引行為者をいう。以下同じ。）であり、かつ、外国法人である場合；国内における代表者又は国内における代理人（金融商品取引法第66条の53第5号ハに規定する国内における代表者又は国内における代理人をいう。）の氏名及び住所等
 - (2) 当該顧客が高速取引行為者であり、かつ、外国に住所を有する個人である場合；国内における代理人（金融商品取引法第66条の53第6号ロに規定する国内における代理人をいう。）の氏名及び住所等
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合；当社と連絡をする上で適切な者の氏名及び住所等
- 3 顧客は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、次の各号に掲げる区分に従い、

当該各号に定める書類等の写しを当社に遅滞なく提出するものとする。

- (1) 当該顧客が金融商品取引業者である場合；金融商品取引法第 29 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- (2) 当該顧客が登録金融機関である場合；金融商品取引法第 33 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる書類
- (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合；金融商品取引法 66 条の 51 第 2 項第 2 号に掲げる書類及び同項第 4 号に掲げる書類のうち業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

附則

- 1 主管は市場企画部、取引管理部及び決済管理部とする。
- 2 2023 年 10 月 25 日に制定し、2023 年 10 月 25 日から施行する。